

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和6年10月30日

公益財団法人日本バドミントン協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.badminton.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2024年4月に当会の長期で実現したい目標である「パーパス・ビジョン」を策定し公表している。 パーパス・ビジョンを実現するための中期計画・短期計画も策定しており、短期計画（事業計画）については、毎年度公表している。 これらの計画は、本部長会議、理事会等において協議、審議し、承認を得て、評議員会に報告している。特にパーパス・ビジョンの策定に当たっては、協会内外の関係者から幅広く意見を募り、何度も議論を重ねて案を作成した。	1:パーパス・ビジョン 2:2024年度事業計画書
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	上記パーパスビジョンの中でも目指すべき組織像を検討し、明示している。そして、短期計画（事業計画）において、組織や人材の計画を毎年度策定し公表している。特に近年では高度化する業務に対応するため、必要な専門家を業務委託の形で柔軟に確保している。 短期計画については、関係部署から意見を幅広く募って執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会等で協議、審議し、評議員会で承認を得ている。人材の採用及び育成に関する計画についても関係者から幅広く意見を募って執行部役員及び幹部職員において案を作成し、本部長会議、理事会等で協議、審議し策定する。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	上記「パーパス・ビジョン」においても、目指すべき財務計画を検討・明示し、それを実現するための財政計画（収支予算書）について事業年度ごとに理事会で審議し、評議員会で承認を得て、ホームページに掲載し公表している。 また月次ベースで計画の進捗を確認し、柔軟に修正や改善を実施する月次収支モニタリングを本部長会議にて実施している。 会計年度ごとの財政計画（収支予算書）は、各部署からの情報を積み上げ、本部長会議、理事会で審議し策定している。	3:収支予算書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>令和5年3月5日第85回評議員会にて役員候補選出委員会規程を改正し、理事候補者選考の留意事項として、「理事候補者の構成は原則として、いずれの性別の割合も40%以上となるものとする」「同外部理事の割合が25%となるものとする」とした。</p> <p>また、理事の役割を執行部監督機能に特化するため、理事メンバーには法務、財務・会計、人事、企業経営経験者等とし、規模の縮小化を図り、同評議員会にて「理事7名以上10名以下」「監事2名以上3名以下」と定款を改正した。</p> <p>上記方針に則り、現在の理事会メンバーを構成しており、加えて、各理事・監事のスキルマップを作成し公表している。</p> <p>役員候補選出委員会委員メンバー構成を見直し外部有識者三名を加えて公正な候補選出を行ない、令和5年6月18日第86回評議員会において理事を改選。結果、女性理事の割合は50%（5名/10名）、外部理事の割合は70%（7名/10名）となっている。</p> <p>評議員の構成についても令和5年3月5日第85回評議員会において、選出方法や男女比率について定款を改正、令和9年度の定時評議員会後に施行予定。</p>	4:役員候補選出委員会規程 5:定款
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<p>本会評議員55名の構成は加盟団体（47都道府県協会及び8連盟）からの推薦者であることからガイドラインに沿った外部評議員の招聘は構造上困難だが、本会外部評議員基準を学校関係者、会社経役員、行政管理職等とした場合、その割合は、67%で目標割合（25%）（37名/55名・2024年10月現在）に達している。</p> <p>また、現時点で女性評議員は4名/55名に留まるが、次期改選（2027年6月定時評議員会）以降は全国を9地区に区画し、各地区より選出された者各2名以内及び8連盟代表から選出された者2名以内のうち、「1名以上を女性、1名以上を外部有識者とするのが望ましい」と規程（役員候補選出委員会規程）したため、女性及び外部有識者の比率は高くなることを想定している。</p>	4:役員候補選出委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を令和4年4月1日に設置し、定期的を開催することとし、第1回の委員会を令和4年4月に開催した。 アスリート委員7名のうち3名を女性とし、バランスに配慮し選考している。 アスリート委員会規程を制定し、(第3条)に、「委員長は選手強化本部長に意見を具申するとともに、選手強化本部長の諮問に応じ、選手強化本部長は委員会の意見を理事会に報告する。」と定めている。代表選手強化に関するテーマについて、適時諮問を行い具体策の検討に活かしている。	6:アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	上述のように、令和5年6月18日の評議員会において、理事・監事を新たに選出。新体制において、理事10名、監事3名とし、業務執行理事は代表理事2名のみ、それ以外の理事は監督機能に特化し業務執行理事には就任しないこととした。 また、弁護士、会計士、社会保険労務士、スポーツ競技団体、企業経営の有識者、再組成したアスリート委員会の代表者を理事・監事として選任し、外部や多様な目から監督をいただく体制とした。令和6年度は理事会を7回開催し、毎回2時間にわたり活発な審議を行っている。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員等候補選出委員会規程第9条に役員定年制に関する定めとして、理事及び監事の定年年齢を原則満70歳とし、その者の退任の日は、任期満了の日とした。但し、特別な理由がある場合は、定年年齢を満80歳とした。また、選任年度の末日(3月31日)までに定年年齢に達する者は、評議員会への選任提案を見合わせるものとした。	4:役員等候補選出委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	理事及び監事の在任期間は、同一職において、原則連続10年までとした。	4:役員等候補選出委員会規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	選出委員会は6名以上10名以内で構成し、本会の理事以外の外部有識者は3名以内とした。	4:役員等候補選出委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	本会の経営に関する規程、コンプライアンスに関する規程、会計・経理に関する規程、競技など協会の運営に関する規程、に大きく区分けをして、規程類を整備し、周知・運用をしている。	各種規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	前述のように各種規程を整備しているが、法人の運営に関する一般的な規程として、定款を初め、理事会規程、組織・職務権限規程、会員に関する規程などを整備している。	各種規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	前述のように各種規程を整備しているが、法人の業務に関する一般的な規程として、文書処理規程、 情報公開規程、個人情報保護規程、内部通報規程などを整備している。	各種規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程として、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、就業規 則、給与規程、退職金規程を整備している。	各種規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	定款第3章において資産・会計について定めている他、公益目的事業基金規程、寄付金取扱規程を整 備している。	各種規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	財政的基盤を整えるために各種規程として、会員に関する規程、競技用具器具検定審査規程、公認審 判員資格登録規程を整備している	各種規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	日本代表の選考では、選考基準を毎年更新して公表している。基準の更新にあたっては強化本部にて 原案を策定し、会長並びに全本部長の参加する本部長会議で審議決定している。選考作業では、一部 の人数を強化本部推薦として、強化スタッフによる選考会議で選考するが、その審議過程は公表され ていないので、事前にどの要件を判断基準にしているか等を明確にするようにし、事後には選考理由 を報告している。ジュニア代表は選考基準に従い、試合形式で選考している。 選手の権利保護に関する規程はないが、今年度から選考会議で俎上に上がりながら選考されなかった 選手の理由は開示して説明できるようにしていく。	7:日本代表選手選考基準 8:ジュニア日本代表選手 選考基準
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	公認審判員に関しては認定・登録に関わる詳細が規程に定められている。 国内大会のレフェリー（競技役員長）の任命については、公認審判員規程第2条に定めている。ま た、主審や線審においては、主管団体（加盟団体：開催地）で選考し、担当する試合はレフェリーが 決定している。	9:競技規則
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	顧問弁護士を置き、各種法的な相談ができる体制を確保するとともに、財務会計部門においては、監 査法人並びに公認会計士、社会保険労務士と契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・ 助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。 定期的に本部長会議を開催し問題把握に努めている。弁護士等からも随時アドバイスをいただきなが ら法的知識の向上を図っている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	倫理・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催している。(令和6年度2回実施) 倫理・コンプライアンス委員会は同委員会規程により、役割や権限事項が規定されている。方針や計 画の策定及び推進内容についても理事会で確認し、対応している。 委員会規程には、女性の構成は規定していないが、今後検討していく。	10:倫理・コンプライア ンス委員会規程
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	構成員3名中2名は外部の弁護士を配置している。	
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	令和6年度は情報管理の方針についての研修を実施、随時、コンプライアンス教育を実施していく。	
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	日本代表選手及び指導者に対し代表指定時や強化合宿時にコンプライアンス教育を実施している。今 年度は、令和6年4月22日に実施した。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員には資格審査認定委員講習会をはじめとする各種講習会、また大会開催時の審判会議において口頭でコンプライアンス教育を実施している。大会参加の審判員には、審判員行動規範を配布し、コンプライアンス遵守、ハラスメントの防止等の教育を行っている。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	法律に関しては顧問弁護士と常時相談できる体制を、また税務会計に関しては他スポーツ団体にも詳しい税理士とコンサル契約を結び、適時相談ができる体制をとるとともに、計算書類などについては、監査法人、公認会計士からのチェックや監査を受ける体制を構築している。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	令和5年11月に経理実務マニュアルを作成し、それに則った運用を実施している。 3名の監事のうち1名は公認会計士、1名は公益財団法人事務局長経験者を配置しており、会計監査人と協働し、計算書類のチェックに加え、業務運営の妥当性についても監査を実施している。	11:経理実務マニュアル
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	総務本部が申請及び情報管理、所轄団体との連携を行ない、適正な申請等を行なっていく体制としている。総務本部内に公益財団法人経理経験者を配置、組織としてチェック体制を強化している。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている。また、その中から事業報告書・財務諸表をはじめ、各種規程、資料等を本会ホームページにおいて開示している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準は毎年更新した内容について代表選手を輩出する所属チームに対して説明会を実施し、変更内容を周知し、併せてウェブサイトに掲載している。選手選考後は記者会見を行い、選考理由等を積極的に開示している。また、代表ヘッドコーチやコーチの人選にあたっては、選考基準をもとに選考過程と結果を理事会や内部関係者をはじめ、全国都道府県理事長、代表選手所属チーム等に説明をしている。	日本代表選手選考基準 ジュニア日本代表選手選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	スポーツ団体ガバナンスコード遵守状況に関する自己説明及び公表内容を作成し、本会ホームページにおいて開示している。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	多額又は重要な契約については、組織・職務権限規程の規定に基づき、本部長会議、理事会等において個別に判断をしている。 倫理規程第4条第3項において、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と明記している他、利益相反ポリシーも設置、規定に基づいて適切に管理している。	12:倫理規定
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを、令和4年8月29日の理事会で制定し、運用している。この他、倫理規程第4条第3項においても、「役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。	13:利益相反ポリシー 12:倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	令和6年3月に内部通報規程を改定し、内部通報の運用に求められることを整理して規定、当会ホームページにも開示しており、それに基づいた運用を実施している。 また、内部での説明会を行ない、役職員への周知も図っている。	14:内部通報規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報については、上述の倫理コンプライアンス委員会と連携し、調査や処分検討などが適切に行われる体制を整備している。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規程、就業規則、登録者等懲罰規程において、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定めている。また処分については、上述の倫理・コンプライアンス委員会にて上記規程に則り、審議を行い、適切に対応を行っている。	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・コンプライアンス委員会規程を定め、それに基づく運用を行っている。倫理・コンプライアンス委員会の構成員は外部の弁護士、専門性を有するものを配置している。	10:倫理・コンプライアンス委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	第427回理事会（2024年9月11日開催）において、本会における不服申立委員会を廃止し、倫理・コンプライアンス委員会の決定に不服がある場合の不服申立機関を、日本スポーツ仲裁機構に一本化した。上記を反映した司法違反組織運営規程は、現在改正作業中で、第428回理事会（2024年11月6日開催予定）までに確定する予定。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	懲罰の通知において、スポーツ仲裁機構への不服申立手続の可否及びその手続きの期限を書面にて通知している。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	令和5年11月に危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制や不祥事対応の一連の流れなどを定め、運用を行っている。	15:危機管理マニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	総務本部に法務チームを設置し2名の弁護士を配置している。また、コンプライアンス担当役員を会長とした。有事の際には、コンプライアンス担当役員を中心とし、法務チームが事案発生後の一次対応を速やかに行なう体制を敷き、倫理コンプライアンス委員会とも連携をして対応する体制を整備している。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	令和5年3月5日第413回理事会にて制定された「役員懲罰規程」第6条2項において、「倫理・コンプライアンス委員会は調査について、外部調査委員会に委託することができる」と明確化した。 なお、令和5年6月18日役員改正後のコンプライアンス担当役員を会長とし、本会事務局総務本部に法務チームを設定し2名の弁護士を所属させ内部体制の強化も図っている。 有事の際には、内部の専門チームが事案発生後速やかに独立性、中立性、専門性を有する外部有識者による調査委員会を設定する体制を整備している。	16:役員懲罰規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	権限関係については、定款第11章及び定款細則第2条、倫理規程第3条、第4条、第5条、地区・連盟代表者協議会規程第2条において規定している。 スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）適合審査自己説明において、ガバナンスコードの着実な実施を目指して、評議員会、加盟団体理事長会議などの機会を活用し情報提供を行う方針を示している。 加盟団体（地方組織）との連携を密にし、組織運営及び業務執行について指導、助言及び支援を行う為、加盟団体理事長会議や各地区、連盟の代表者との協議会を適宜開催している。 都道府県協会などの加盟団体から、目的を達成するための相談等があった際には、指導、助言及び情報提供等の支援を行っている。	5:定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	令和6年6月16日に開催した第90回評議員会では、本会が制定したパーパス・ビジョンの資料を配付し、説明を行った。 令和6年9月25日には全国理事長会議を開催し、委託事業に関する税務についての情報提供を行うなど、適時必要な情報の共有を行っている。	